

財務省告示第二百六十八号
 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四
 十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入
 消却したので、その国債の名称等を別表のとおり
 告示する。

平成十八年七月三日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	買入消却 実行日	額の 総額	買入 額の 総額
個 人 向 け （ 変 換 債 ）	第 一 回	平 成 十 八 年 六 月 十 八 日	三 千 万 円	二 千 五 百 九 十 万 円
〃	第 五 回	〃	二 千 万 円	千 八 百 八 十 万 円
合 計			五 千 万 円	四 千 三 百 七 十 九 万 円